



## 注意事項

- 1 鳥獣の捕獲等を実施するために入林する場合は、安全のための遵守事項及び立入禁止区域図をよく確認し十分理解していただいた上で入林の際に携行していただく必要があります。
- 2 安全のための遵守事項及び立入禁止区域図は、入林届提出先の森林管理署等で配布しております。また、管轄する森林管理局のホームページでも公開しておりますので、こちらから入手することも可能です。なお、各森林管理署等で配布される立入禁止区域図の範囲は、当該森林管理署等の管轄区域のみとなりますのでご注意ください。

東北森林管理局 URL <http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/nyurin/>

立入禁止区域図は、年度始め（5月頃）及び猟期前（10月頃）に更新します。

また、事業の変更に伴い立入禁止区域図を変更する場合がありますので、入林する際は、お手持ちの立入禁止区域図が最新かどうか御確認ください。

- 3 団体で届け出る場合は、別紙1の構成員名簿を提出してください（狩猟は別紙1-1、有害鳥獣捕獲・個体数調整・その他は別紙1-2、指定管理鳥獣捕獲等事業は別紙1-3）。

また、安全のための遵守事項及び立入禁止区域図を、構成員に必ず伝達した上で申請してください。

- 4 実際に入林する日が決まった場合には、入林する日までに日時及び場所を記載した別添1の入林連絡票（各県内別様式）を管轄する〇〇森林管理署等にFAX、電子メールのいずれかの方法により提出してください。また、電話の場合は連絡票の内容をご連絡ください。（〇〇森林管理署 電話:0000-00-0000、FAX:0000-00-0000、E-mail:t-〇〇〇〇@maff.go.jp）

- 5 入林される際は、安全のため、この用紙を点線で折り、接受印の押された面を上にして、車両の見やすい場所に掲示して下さい。なお、複数の車両で入林する場合は、この用紙の写しを車両ごとに掲示してください。

- 6 銃器を使用される方は、他の入林者への注意喚起として、別紙2の注意喚起看板「野生鳥獣の捕獲実施中 入林時注意」を車両の側面等の見やすい場所に掲示して下さい。なお、複数の車両で入林する場合は、車両ごとに掲示してください。

- 7 入林の目的が狩猟の場合、狩猟者は、別添2-1の標識「本流域で狩猟中」を林道入口の立木等に掲示、別添2-2の標識「この場所で狩猟中」を捕獲場所の入口の立木等に掲示してください。掲示の詳細は、別添3の標識の現地表示【略図】をご覧ください。なお、狩猟以外の場合についても、同様な方法による標識の現地表示のご協力をお願いします。

- 8 指定管理鳥獣捕獲等事業による夜間銃猟を目的として入林しようとする場合は、夜間銃猟作業計画を合わせて提出してください。なお、入林届を提出する際に都道府県知事の確認が得られていない場合は、確認が得られ次第提出してください。

以上のことを十分理解いただけましたら、入林届の下欄のチェックボックスにチェックをして、管轄する森林管理署等に、7業務日以前の勤務時間内に提出してください。（\*2）

なお、直接持ち込みいただいた際に、勤務時間外又は留守の場合は、森林管理署等の郵便受に投函してください。また、郵送の場合は7業務日以前の勤務時間内に必着するよう提出してください。

\*1 団体が申請する場合は、平日の日中に連絡が可能な構成員2名を記載して下さい。

\*2 例えば「7業務日以前」とした場合には、日曜日に入林しようとする場合、前々の週の木曜日の勤務時間内までを指します。

木曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日曜日
⑦	⑥	—	—	⑤	④	①	②	①	—	入林予定

提出期限

